

保存期間	廃止まで
------	------

例規（子女）第27号

平成29年12月7日

各部長・参事官・所属長 殿

千葉県警察本部長

人身安全関連事案対処体制の運用要領の制定について  
見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

## 別添

### 人身安全関連事案対処体制の運用要領

#### 1 目的

この要領は、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）の対処体制の運用について、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 体制

##### （1）県本部対処体制

ア 県本部に、人身安全関連事案における一元的な対処を推進するため、生活安全部及び刑事部で編成した県本部対処体制を置く。

イ 県本部対処体制は、人身安全統括官、連絡担当官、即応担当官及び即応担当要員で構成し、別表に掲げる者をもって充てる。

##### （2）署対処体制

ア 署に、人身安全関連事案における迅速的確な対処を推進するため、署対処体制を置く。

イ 署対処体制は、対処責任者、対処指揮官、対処担当官及び対処要員で構成し、別表に掲げる者をもって充てる。

#### 3 任務

##### （1）県本部対処体制

県本部対処体制は、人身安全関連事案に係る署からの報告を一元的に集約し、関係署と緊密に連携の上、その危険性・切迫性を判断する。また、署に対して指導・助言を行うとともに、被害者の保護対策、行為者の検挙等を行う即応担当要員を署に派遣し、迅速な事案対処に当たることを任務とする。

##### （2）署対処体制

署対処体制は、人身安全関連事案を認知したときは、速やかに当該事案の対処方針及び対処体制を決定した上、県本部対処体制及び署関係課と緊密に連携し、被害者の保護対策、行為者の検挙等の事案対処に当たることを任務とする。

#### 4 運用要領

##### （1）県本部対処体制

###### ア 人身安全統括官

人身安全統括官は、県本部対処体制を統括して指揮をする。

なお、指揮に当たっては、刑事部における事件を総括掌理する刑事部参事官との連携を図るものとする。

###### イ 連絡担当官

連絡担当官は、人身安全関連事案の情報を一元的に集約するとともに、署への指導・助言、関係都道府県警察等との連絡・調整を行う。

###### ウ 即応担当官

即応担当官は、人身安全統括官の指揮を受け、即応担当要員を派遣するなど、

署への支援を行う。

エ 即応担当要員

即応担当要員は、即応担当官の指揮を受けて署に派遣され、被害者の保護対策、行為者の検挙等の支援を行う。

(2) 署対処体制

ア 対処責任者

対処責任者は、人身安全関連事案を認知したときは、速やかに対処方針及び対処体制を確立するとともに、県本部対処体制の連絡担当官に報告する。また、経過等についても適宜報告をするなど県本部対処体制との緊密な連携を図る。

イ 対処指揮官

対処指揮官は、事案の危険性・切迫性の判断等、署対処体制の指揮官として事案解決のために必要な指揮を執る。

対処指揮官は、刑事官が配置されている署にあっては刑事官を、刑事官の配置がない署にあっては次長を対処責任者が指定する。

ウ 対処担当官

対処担当官は、対処指揮官を補佐する。

対処担当官は、対処方針に応じて生活安全課長又は刑事課長（刑事第一課長、刑事第二課長及び刑事生活安全課長を含む。）を対処指揮官が指定する。

エ 対処要員

対処要員は、被害者の保護対策、行為者の検挙等の必要な措置を講ずる。

人身安全関連事案の対処に当たり、優先的に指定される要員を対処要員としてあらかじめ指定するものとし、警告やストーカー行為等の規制に関する法律（平成12年法律第81号）に基づく行政措置、保護対策、事件化、被害者支援等の執るべき措置に応じて、生活安全課及び刑事課のほか、地域課、警務課等の要員を対処責任者が指定する。

別表 省略